

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年 (ワ) 第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 2 5)

双葉町の現況

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



第1 避難指示の内容

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定した。これにより、双葉町の海岸沿いの一部分が避難指示区域、残りの地域から田村市寄りの一部分を除いた区域が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、双葉町の全域が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより双葉町の全域が警戒区域とされた。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び避難指示区域が、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）、居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）及び避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）に見直され、双葉町については、平成25年5月28日、大字両竹、大字中野及び大字中浜が避難指示解除準備区域、避難指示解除準備区域を除く町内全域が帰還困難区域に見直された。

その後、双葉町については、上記見直し後の避難指示等が継続しており、現時点まで解除されていない。

第2 空間放射線量の推移

双葉町（双葉町体育館）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。）

いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するものであるが、最新のものについて、乙B109号証として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト／時となる。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	5.131
平成25年 9月30日	3.914
平成26年 9月30日	2.916
平成27年 9月30日	2.379
平成28年 9月30日	1.869
平成29年 9月28日	1.536 (乙B109)

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

双葉町については、平成29年8月までの累計で2904人（男性1263人、女性1641人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以

上の被検査者は6名にとどまり、かつ、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B77の1～2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成29年8月までの累計））。

2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった双葉町民3260人について、1ミリシーベルト未満が2671人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が468人となっており、約99.4パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

双葉町については、平成26年7月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた。

平成28年10月31日時点において、双葉町復興拠点等除染等工事が実施中である（乙B110「環境省除染情報サイトホームページ（双葉町）」）。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における双葉町の人口は7147人だった。

これに対して、平成29年5月1日現在の避難者数は6951人（県内4071人、県外2880人）とされている（乙B111「双葉町の状況」〔福島県ホームページ〕）。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の双葉町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1及び2）記載のとおりである。これを見ると、双葉町における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において1130人（県内避難者472人、県外避難者658人）であったが、平成29年4月1日時点においては844人（県内避難者476人、県外避難者368人）となっている。

第6 復興の状況

- 1 双葉町では、平成25年6月に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」が策定され、平成26年10月には、これを具体化し、町の将来像を明らかにする「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（中間報告）」がとりまとめられた。

同じく平成26年10月には、津波で甚大な被害を受けた両竹・浜野地区の復旧・復興を進めるため、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）（中間報告）」が策定された。

また、平成28年3月には、「双葉町内復興拠点基本構想」及び「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画」が策定された。さらに、平成28年12月20日には、「双葉まちづくり計画（第二次）」が策定された。

このように、双葉町では、帰還後の復興まちづくりに向けての施策が進められている。

- 2 その他（乙B111「双葉町の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、JR常磐線原ノ町～竜田間を平成27年1月31日、代行バスが運行開始した。また、平成27年8月20日、JR常磐線夜ノ森駅～双葉駅間の試験除染を開始した。

双葉町内で営業を再開した商業施設、活動が再開された教育機関や医療・福祉施設は存在しない。

以上